

第10回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年4月25日(木)午後4時00分
閉 会 令和6年4月25日(木)午後4時45分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

2 会議録署名委員

- 3番 住 崎 岩 衛 委員 4番 菊 池 伸 明 委員
11番 市 川 耕 作 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 糟 谷 嘉 孝 委員 | 2番 千金楽 千 詠 委員 |
| 3番 住 崎 岩 衛 委員 | 4番 菊 池 伸 明 委員 |
| 5番 市 川 光 委員 | 6番 平 田 佳 子 委員 |
| 7番 小 牧 直 子 委員 | 8番 土 屋 眞理子 委員 |
| 9番 堀 江 昭 夫 委員 | 10番 高 橋 規実代 委員 |
| 11番 市 川 耕 作 委員 | 12番 戸井田 昭 次 委員 |
| 13番 吉 野 英 治 委員 | 14番 高 木 一 郎 委員 |
| 15番 澤 井 正 委員 | 16番 朝 倉 直 樹 委員 |
| 17番 石 坂 成 雄 委員 | 18番 大 室 正 行 委員 |
| 19番 榎 本 重 雄 委員 | 20番 松 村 昌 治 委員 |

4 議 長

- 11 市 川 耕 作 委員(会長)

5 事務局(説明員)

時田浩一局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 農地の権利移転許可申請について (農地法第3条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 第4号議題 都市農地の賃借に係る事業計画の認定について
- 7 その他
 - (1) 令和6年度農業振興事業の概要について ……資料No.1
 - (2) 令和5年度農地法関係審査件数について ……資料No.2
 - (3) 4月度活動報告について ……資料No.3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和6年5月21日(火) 午後2時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (5) その他

午後4時00分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第10回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は、全員の方が出席しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は3番、住崎委員さん、4番、菊池委員さんをお願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 農地の権利移転許可申請について」を議題とします。申請件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題 農地の権利移転許可申請について、農地法第3条関係。

第1項、譲受人は朝日町〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は小田原市国府津〇〇〇〇、木村実恵子、朝日町〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇〇の〇〇，〇〇，〇〇の合計3筆、178平方メートルで所有権の移転です。申請日は令和6年4月11日。

4の譲受人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、畑、122平方メートル。

5の譲受人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、畑、300平方メートル。

2ページの案内図は当該地を示しております。

なお、本件は3人の共有となっているのを農業を続ける〇〇氏単独の所有にするための許可申請となっています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） では、第1項、石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員） はい、当該地は4ページになります。先日現地確認に行つて参りました。右側の土地と共同で開発するようで、特に問題ないと思ひます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第2項、第3項は私です。

当該地は5、6ページになります。相続があつて生産緑地を解除して売却した場所です。14日に見て参りましたが、〇〇〇〇〇の看板が立つて住宅が建設中でした。特に問題ありません。

次の7、8ページですが、こちらも生産緑地を解除して売却した場所になります。まだ本格的な工事は始まつておりませんが、一部分工事を始める準備がされておりました。相続の関係で止むを得ないかと思ひます。特に問題ありません。

続きまして、第4項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、毎日見ているような場所ですが、30cm位の草が出ておりますが、開発ということで問題ないと思ひます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第5項について、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、昨日現地を確認したところ、昔から畑のイメージがない部分で、今は完全に建物もなく更地の状態になっておりました。問題ないと思ひます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第6項について、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、こちらの場所は昨年相続があつた場所で、ついこの間まで賃貸で貸していたこともあり作物があつたのですが、今は全て作物も無くなつ

ていてきれいな状態になっています。まだ工事には入っておりませんが、なんら問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項の報告を了承することにいたします。

次に、「第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は5件です。今回は第1項から第4項までと第5項の2回に分けて審議をしたいと思います。まず、事務局から第1項から第4項までの現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年3月30日から令和6年3月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、押立町○の○○の○、○、○○の○、○、○、○○の○、○、○、○○の○他4筆の合計13筆、畑、5,483.30平方メートル。

第2項、次の者が令和3年3月15日から令和6年3月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、天神町○の○○の○、○○○○、土地の所在は天神町○の○○の○から○、○○の○から○○、幸町○の○○の○、○、○○の○、○○の○、○○の○、○○の○から○の合計16筆、畑、10,450.65平方メートル。なお、今回の申請は、父親からの相続分で、天神町は全体の85パーセント、幸町は全体の65パーセントとなっています。

16ページに移りまして、第3項、次の者が令和3年4月9日から令和6年4月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、分梅町○の○の○○、○○○、土地の所在は、分梅町○の○の○の一部、○、○の合計3筆、畑、1,656.80平方メートル。

第4項、次の者が令和3年5月14日から令和6年4月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇の合計5筆、畑、1、394平方メートル。

第5項、次の者が令和3年5月15日から令和6年4月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、宮町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は新町〇の〇の〇〇、〇〇、〇〇～〇〇、府中町〇の〇の〇〇、〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇の合計12筆、畑、2、463平方メートル。

17、18ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、体験農園を実施する他各種野菜を生産しています。

19ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

20、21ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、栗を生産しています。

22、23ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

24、25ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種花卉を生産しています。

26ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

27、28ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

30、31ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、ブルーベリー、各種野菜を生産しています。

32、33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は住崎委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、3月25日に現地確認いたしました。資料の18、19ページになります。当該地の左側の上の部分はほとんどハウスでトウモロコシなどが植えられておりました。その他は露地なんですけど、右上の小さい部分はほぼ全面タマネギ、その他は野菜で、右下では体験農園を行っております。また、ボランティアがたくさん入っております、草がほとんど生えてなくて本当によく管理された状態で、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第2項について、堀江委員さん如何ですか。

○委員（堀江委員） はい、案内図22ページ、先週見に行ったのですが、ご自宅の裏手になっておまして、家の中に入って見ることが出来ず遠巻きに見る限り、ハウスが1本建っておりますあとは栗畑と何か分かりませんでした。他の作物が植えられていて、きれいに管理されており問題ありません。続いて23ページですが、こちらはかなり広い土地なので、外周をぐるりと回って見ましたが奥の方までなかなか見られなかった状態で、約半分は栗畑になっていました。あとは普通畑、青物などで、離れている小さい畑は全て栗畑となっていて、大変きれいに管理されており問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第3項について、住崎委員さん如何ですか。

○委員（住崎委員） はい、4月8日に現地に見に行ってきました。こちらにはハウスが建っていて、隅で野菜を作っております。特段なんの問題もありませんでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第4項について、吉野委員さん如何ですか。

○委員（吉野委員） はい、4月19日に現地確認に行きまして。案内図は29ページです。自宅の前に畑がありまして、早いもので、トマト、ナス、キュウリの定植がされておりました。特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項は証明することにいたします。

次に、第5項ですが、○○委員さんが関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと思えます。

（○○委員退席）

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第5項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（市川委員） はい、第5項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、案内図32、33ページ、こちらの畑は4筆あるのですが、全てブルーベリーが植えられていて、下草もきれいに管理されていたので、問題ないと思えます。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第5項は証明することといたします。

○○委員さんがお戻りなるまで少しお待ちください。

（○○委員着席）

○○委員さん、第5項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、「第4号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

第1項、別記、1の申請者の使用借人は本宿町○の○○の○、○○○○、使用貸人は本宿町○の○○の○、○○○○。

2の土地の所在等は日新町○の○○の○から○の合計10筆、田、3,576平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、4,092平方メートル。

4 の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、7, 668平方メートル。

36 ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、39ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、41ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、40ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と41ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

42ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

第1項の確認は松村委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、案内図42ページになります。4月19日に現地確認に行きまして、5分の1位がタマネギ、2畦位はトウモロコシが植わっていて、その他はきれいに耕されていて特に問題はありませんでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。

（「異議なし」の声）

それでは、本件は認定することにいたします

次に、7「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1の「令和6年度農業振興事業の概要について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、会長、では資料No.1に基づいて、令和6年度府中市農業振興事業の概要についてのご説明をいたします。

まず、令和5年度ですが農業振興費の予算が85,032千円で、令和6年度は126,248千円となり、前年比、41,216千円、48.5パーセントの増となっております。増減の主なものとしまして、増は都市農業経営力強化事業補助金が63,955千円、減はハウス栽培温室効果ガス削減事業補助金が20,415千円となっております。

続いて主な事業をそれぞれ説明いたします。

1、農業まつり等運営費、5,165千円で前年比1,358千円の増となっております。内容としましては、農業まつりと農業品評会になっています。

農業まつりにつきましては、日程は11月16日（土）17（日）での開催予定です。場所は例年郷土の森の博物館の芝生広場で実施していましたが、今年度はけやき並木通りにて、環境まつりと同時開催ということで予定しております。

農業品評会につきましては、農業者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を目的として実施するもので、夏野菜、梨立毛、以下記載の5部門の品評会を実施予定でございます。

2、農作物害獣対策事業費、261千円で前年比18千円の減となっております。ハクビシン・タヌキ・アライグマなどを委託業者に依頼をしまして、箱わなを設置して動物の駆除を行う事業でございます。

3、灌漑用水対策事業補助金、5,461千円で前年比510千円の増となっております。水稻栽培等に必要な灌漑用水の確保を図るもので、補助率につきましては井戸のポンプの電気代の5分の4以内、灌漑用水の取水事業費等その他の事業は2分の1以内となっております。対象団体につきましては、府中市西府用水組合、府中市用水組合、府中市多磨用水組合となります。

4、農業生産団体育成事業補助金、5,523千円で前年同額でございます。農業生産団体が行う生産資材、出荷資材等の共同購入に対して補助を行うもので、補助率については2分の1以内となっています。対象団体につきましては府中市農事研究連合会、以下記載の6団体となっています。

5、農業担い手支援事業補助金、200千円で前年同額でございます。こちらは対象団体が府中市農業後継者連絡協議会となっております、現在会員は39名となっております。

6、地産地消推進事業補助金、2,148千円で前年比138千円の減となっております。

これは、地産地消を推進する農業者が行う事業に対し補助をすることにより、市民還元型の農業の実現を図るものです。対象者としましては、市内で市民に対して農作物を販売している事業者で、売り先は共同直売所・個人直売所、うね売り、観光農園、給食センターなどを出荷先とされている方々になります。表をご覧ください。

①から③までは対象経費の50パーセント以内で補助上限が5万円となっております。④につきましては体験農園の実施者への補助金になりますが、上限としましては1区画6,000円となっております。⑤の観光農園開設事業及び体験農園開設事業費ということで、30万円以内という形で補助率は特に設定ございません。今年度につきまして現状では予定がございません。下の*をご覧ください。こちらの補助金は同一年度での複数の申請及び同一世帯での重複申請は出来ません。*の二つ目、令和6年度につきましては、①から③については対象経費の50パーセントということで、要綱の満額の補助となっておりますが、④の体験農園区画整理事業につきましては1区画につき4,000円の補助を予定しております。

7、農業経営改善対策事業補助金、11,122千円で前年同額となっております。これは、農業用機械用具、農業用施設等の購入費を補助することで、農業経営の改善を図るものとなっております。

補助対象者は①（准）認定農業者から④農業後継者連絡協議会の会員までは、事業費の2分の1以内（協定面積1㎡当たり200円限度）。補助上限額100万円。協定期間は3年間の縛りとなっております。

⑤その他の農業者に関しましては、事業費の2分の1以内（協定面積1㎡当たり200円限度）は同額となりますが、全体としての補助上限がお一人当たり50万円まで、協定期間は5年間の縛りとなっております。

*の一つ目、令和6年度は予算と要望額の状況により、補助率は事業費の50パーセント以内（トラック等の車輛については45パーセント以内）での運用となっております。

*二つ目ですが、年度当初の交付予定対象の申請期限は原則として11月までとなっております。事前に連絡が無く、期日までに申請がなかった場合は辞退の取り扱いとなりますのでご注意くださいということを案内させていただいております。

8、都市農地保全支援事業補助金、3,983千円で前年比1,700千円の減となっております。農地の持つ防災等多面的機能の発揮と、農地周辺的生活環境に配慮する施設整備の支援など、都市農地の保全に資する事業に補助をしております。

補助対象者は市内に農地を持つ農業者となっております。対象事業につきましては、防災兼用農業用井戸、防薬シャッター、簡易直売所の設置などとなっております。こちらは東京都の補助事業を活用するもので、東京都の予算繰りの都合から、申し込みの期限が早めに設定されております。*をご覧いただければ分かりますように、令和7年度までの募集につきましては、もうここで終了しているところです。令和8年度に施設の整備を検討されている方は、年末の農業経営調査の際に要望調査書を一緒に配布しますので、それでエントリーしていただく形になります。

9、循環型農業支援事業補助金、515千円前年比35千円の減となっております。こちらは有機堆肥や緑肥の購入費を補助することで低農薬、減化学による農産物の栽培を促進するものとなっております。

10、都市農業経営力強化事業補助金は63,955千円、前年の予算計上はありません。直近では令和3年に実施したのを最後に4年、5年と2年間空いて6年度に実施に至ったものでございます。

こちらは収益性の高い農業経営の展開や事業継続のために必要な施設等を整備する取り組みを支援することで、農業者の経営力の強化と都市農業の活性化を図ることを目的としたものになります。補助対象者は認定農業者になります。対象事業につきましては、パイプハウス等生産施設、流通・販売施設、農畜産物加工施設等、記載のような施設の整備に対しての補助となっております。こちらも東京都の補助事業を利用する関係で、令和7年度までの募集は終了しております。令和8年度に施設の整備を検討される方につきましては、年末の農業経営調査の際に要望調査書を配布予定ですので、そこでエントリーをしていただく形になります。

11、ハウス栽培温室効果ガス削減事業補助金は6,819千円で、前年比20,415千円の減となっております。

ハウス栽培を営む農業者が温室効果ガスの排出が少ない設備であるヒートポンプを導入する取り組みを支援することで、農業生産工程における温室効果ガスの削減を図るものです。対象者は認定農業者となっております。対象事業はヒートポンプの導入・更新となっております。こちらも東京都の補助事業を活用するものですが、東

京都としては時限的な制度として実施しておりまして、今年度で事業終了を予定しており、今後の予定はございません。

12、その他といたしまして、農産物特産化事業費や市民農業大学運営事業費など、以下の市民向けの事業ということで記載させていただいております。説明は以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。

ご質問等ありますでしょうか。

○委員（市川光委員） はい、私が昔、支部の支部長をやっていた頃にあった協力員の経費は、今どのように使われているのでしょうか。

○事務局（加藤主査） はい、おっしゃるように農業協力員という制度がかつてあったのですが、ある程度通信など連絡手段が多様化する中で、長い役目を終えてきたのではという議論もあって、関係する当時農業協力員をやっていた皆さんにアンケートなどを実施しまして、廃止する方向でいいんじゃないかというお答えをいただく中で、平成31年度に廃止となりました。農業協力委員さんには毎月報酬が支払われていましたので、その経費が確か年間300万円程になったかなと記憶しており、一部は協力委員に書類やお知らせを取りに来ていただいていた分を郵便料などの予算に組み替えられた状況です。その他の残りの部分は農業振興費のレベルアップの中に、吸収されている状況です。

○委員（市川光委員） 分かりました。他に回さないで農業の中で使ってもらいたかったので、枠が取れているということで理解しました。ありがとうございます。

○議長（市川委員） 一件よろしいですか。

この2の獣害対策ですが、最近4月に私の畑でタヌキだと思うのですが、もう3、4回見ているんですよ。これから夏野菜等、特にトウモロコシとかやられる人がけっこう多いと思いますが、昨年JAの管内でハクビシンなのかトウモロコシが全滅に近い状態だったと聞いています。これは、委託業者は市で依頼して、我々は申請すればいいのでしょうか。

○事務局（加藤主査） はい、そういうことになります。あとは、箱わなのご用意をお願いしたいということで、箱わな自体は実は農協さんの方で、市で用意した物を預けたりとかする形で借りられるようにさせていただいておりますので、農協さんで借りる形で調達をしていただいて業者に設置をしてもらい、捕まったらその処分をしてもらう、そんな形でやっております。

- 議長（市川委員） 申し込みは農業委員会ですか。それともJAですか。
- 事務局（加藤主査） 市役所になります。
- 議長（市川委員） では、両方に話をしなくてはならないのですね。
- 委員（朝倉委員） 獣害対策ですが、申請し忘れて自分のわなで捕まった場合はどうなりますか。
- 事務局（加藤主査） 駆除だけやりますので、連絡ください。
- 委員（朝倉委員） 費用ですが、農協さんに事前に連絡しなかったので、補助金をもらえなくて、自腹でやったことがあります。
- 事務局（加藤主査） 捕まった段階で市へご連絡をいただければ、全額市の費用で駆除をいたします。
- 委員（吉野委員） ハクビシン、タヌキだけではなく、他のものはいけないのですか。というのも、畑にネズミが凄いです、うちだけではなく他の農業をやっている方もあちこちで被害が出ていまして、それでも駆除の対象になりませんか。
- 事務局（加藤主査） 現状では駆除の対象になりません。
- 議長（市川委員） はい、どうぞ。
- 委員（戸井田委員） はい、予算の概要の説明というのは毎年行っていますが、先ほど市川光委員さんからあった農業協力員制度の廃止、これは私が支部長の時だったので存じておりますが、その経費を組み込んで予算が編成されているとご説明を受けたのですが、予算の編成というのは基本的に10月か11月頃にやられると思います。当時、農業協力委員さんとの会議というのはけっこうやっていたような気がしていて、その時にいろんなご意見が出ていたと思うんですね。
- その制度が無くなりますと意見や要望を聞くのは農業委員、農協さん等になるかと思えます。いろいろ聞いているとは思いますが、これからも農業委員会として農業者の声を聞く必要があるかと思えます。
- 事務局（加藤主査） 地域の農家の方の意見を集約していただくというのは、農業委員さんとして重要なお役目かなと考えております。
- 委員（戸井田委員） 重々理解しております。その結果の説明は十分分かりましたけど、こういう要望、こういう事業はどうだということを今後取り入れられるかどうかということをお尋ねする機会を10月頃に設けることも一つの方法であるかと思えます。

○事務局（加藤主査） 現状として設けてはいないのはご案内の通りだと思いますが、市への要望などの声があればその時点で対応できる、最短の所で対応できないかということは検討していきたいなと思います。

○委員（戸井田委員） はい、分かりました。

○議長（市川委員） 他に、何かございますか。

○委員（堀江委員） はい、やはり最近不法投棄が非常に目立つんですよ。この中には一つも入っていないのですが、テレビや家財道具などいろんなものが捨てられると、費用を出して処分しないといけないので、そういったものも対策として入れていただきたいと思います。

○議長（市川委員） 大きいものに限らず、皆さんの中にもあると思いますが、ペットボトルやコンビニの袋に入ったゴミみたいな物が投げ込まれたりもしますよね。

それでは資料No.1は終了して、（2）資料ナンバー2の「令和5年度農地法関係審査件数について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（原口事務職員） はい、資料2の補足説明になります。

（1）農地法第3条、権利の移動許可は今年度0件で、前年度は2件、筆数2、面積は1,781平方メートル。

（2）農地法第4条届出、農地の転用届出は前年度と比べて件数で2、筆数で7、面積で6,137.44平方メートルの増。

（3）農地法第5条届出、農地の転用の為の権利移動届出は前年度と比べて件数で12、筆数で20、面積で16,495.28平方メートルの増。

（4）農地法第18条通知、農地賃貸借の解約届出は前年度と比べて件数、筆数とも同じで、面積は411平方メートルの増となっております。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。資料ナンバー2について、何かご質問等ありますでしょうか。（…）

なければ、（3）資料ナンバー3「4月度活動報告について」ですが、何かございますか。

4月9日に北多摩地区農業委員会連合会の幹事会がありました。私と時田局長が出席しております。11日に役員会として7月10日に予定の市議会議員との交流会についていろいろ検討しました。4月12日は事務局が研修に行ったということです。資料ナンバー3について、よろしいですか。（…）

なければ、「次回の総会開催日」ですが、次回は5月21日、火曜日、午後2時から今回と同じ、2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、(5)のその他ですが、委員さんからありますか。

なければ、事務局から何かありますか。(…)

○事務局(加藤主査) はい、会長。改めての説明になりますが、今年度もお手元に緑のファイルを置かせていただきました。緑のファイルは月毎の農地の日常的な見回り日数を、その月の分書いてくださいというものになるのですが、実はこちらを改めて説明させていただきますと、下の枠の中を見ていただくと分かりますが、①としまして国から農業委員会による農地の最適化活動の強化点検、こういう風にやりなさいという方向が示されまして、農地の最適化活動というのは何かというのが②なんです、書いてある3点、農地の集積ですとか、遊休農地の解消・発生抑制、新規参入の促進とかあるのですが、府中市では市街化区域内の農地しかないので、対象となる目標が遊休農地の発生抑制だけが国が示す評価における目標の対象となっております。

④といたしまして、そうなりますと評価方法・評価指標というのは、皆さんが何日農地の見回りをされたかという、この日数だけが評価指標となっております、ちなみにその目標というのが毎月6日以上となっております。

⑤なんです、農業委員の方々は日々の耕作ですとか出荷作業、その他日常生活の中で、地域の農地に目配りをされていらっしゃると思いますが、本来ですとそれを全て活動記録カードに記入して出すようにと言われていたんですが、多い方でほぼ毎日、月20日以上見回ってますよという形を出していただいているんですが、毎日活動記録カードに書いて出してくださいというのは、現実的ではないということもありまして、このように簡易的な形にさせていただいておりますのでご協力お願いいたします。

○議長(市川委員) はい、あと資料として東京都農業会議情報、また新しい東京農業の担い手の冊子が配られています。その他ありますか。

○事務局(原口事務職員) はい、会長。お手元にお配りしています通り、5月1日よりクールビズではなく軽装勤務の通年実施をいたしますので、農業委員の皆様もご協力をお願いいたします。

○議長（市川委員） はい、それでは、本日の議題は全て終了となりますので、第10回府中市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後4時45分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年5月21日

府中市農業委員会委員

府中市農業委員会委員

府中市農業委員会委員